

# 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業

## 安全管理規程 (バス編)



制定：平成 19 年 1 月 1 日

改正：平成 30 年 10 月 1 日

## 第1章 総 則

(目的)

### 第1条

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

### 第2条

本規程は、自社の一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業にかかわる業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

### 第3条

事業者である代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

- (1) 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことで、全社員が一丸となり業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に社内外に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

### 第4条

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

### 第5条

前条第3条及び第4条に掲げる方針及び重点施策に基づき、安全目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

#### 第6条

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(代表取締役等の責務)

#### 第7条

当社代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- (1) 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等の必要な措置を講じる。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- (3) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が、適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。

(社内組織)

#### 第8条

輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適正かつ適確に行う。

- (1) 管理者及び責任者を選任
  - (ア) 安全統括管理者
  - (イ) 運行管理者
  - (ウ) 整備管理者
  - (エ) その他必要な責任者
- (2) 代表取締役は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し全職員に対し指導監督を行うこと。
- (3) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在である場合や重大な事故・災害等に対応をする場合は、運行管理者を代行者とする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

#### 第9条

旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

#### 第10条

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、代表取締役役に報告すること。
- (6) 代表取締役役に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

#### 第11条

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施すること。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

#### 第12条

代表取締役と現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され共有されるように努める。また、安全性を危惧する事態を発見した場合は、看過したり隠蔽したりすることなく、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じること。

(事故、災害等に関する緊急連絡体制)

#### 第13条

事故や災害に遭遇した場合は、人命を最優先に対応を行い。運転士から乗客や通行人に協力を依頼し、被害の拡大及び二次災害を防ぐこと。その後、会社に連絡を入れ運行管理者や対策本部からの指示によりの確に行動すること。

- (1) 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する緊急連絡体制は別に定めるところによる。
- (2) 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、代表取締役又は社内の必要な担当者に速やかに伝達されるように努めること。

- (3) 安全統括管理者は、社内において緊急連絡体制の周知を図るとともに、第一項の緊急連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行うこと。
- (4) 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行うこと。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条

第2章第5条に掲げた輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施すること。

- (1) 初任運転士に対する特別な指導は法令に則して適正に実施すること。尚、路線(乗合)バスの運転士は「安全運転の実技:可能な限り実施することが望ましい」とされているが、自社の教育方針として路線バス専任運転士であっても、貸切バス運転士同様20時間以上の実技講習を行うこと。
- (2) 貸切バス、路線バスの運転士に限らず、実技講習の場合は指導運転士が添乗し実施すること。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条

安全統括管理者は、自ら又は指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの内部監査を実施すること。

- (1) 適切な時期を定めて、輸送の安全に関する点検するため、少なくとも年1回以上、内部監査を実施すること。
- (2) 重大な事故・災害等が発生した場合は、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施すること。
- (3) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を踏まえ、改善すべき事項を抽出し、その内容を速やかに代表取締役等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ喫緊の是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項においては、現在より、更に高いレベルで安全確保のための措置を講じること。

（情報の公開）

第16条

輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について外部に対し公表する。

- (1) 事業年度末の経過後100日以内に、自社ホームページを用い安全報告書を掲載し公表する。
- (2) 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条

本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、緊急連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、代表取締役へ報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存すること。

附則

1. 平成19年 1月 1日 制定
2. 平成25年10月 1日 一部改正
3. 平成30年10月 1日 一部改正

平成30年10月1日

株式会社 姪浜タクシー  
代表取締役 社長 岩本 芳浩

福岡市西区小戸4丁目19-20 〒819-0001  
TEL 092-885-7714